

7 輸 国 第 4955 号

関税割当公表第 84 号の 2

令和 8 年度の調製食用脂の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）第 6 条の規定に基づき、調製食用脂（関税率表第 04.05 項の物品の含有量が全重量の 30%を超え 70%以下のものに限る。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 8 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 調製食用脂（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 第 2106.90 号に規定するもの）
- 2 割当数量
 - (1) ニュージーランドを原産地とするもの 11,550 トン
 - (2) その他のもの 7,427 トン合計割当数量 18,977 トン
- 3 通関期限 令和 9 年 3 月 31 日

第 2 その他

関税割当申請書の提出先及び提出の時期、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和 8 年度の調製食用脂の関税割当てについて（令和 8 年 3 月 11 日付け 7 輸国第 4686 号関税割当公表第 84 号）によるものとする。